附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地方公共団体が、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十一号）による改正前の過疎地域自立促進特別措置法（以下この項において「旧過疎自立促進法」という。）の規定に基づく過疎地域をその区域とする市町村の区域内において旧過疎自立促進法第三十条に規定する情報通信技術利用事業の用に供する設備を平成二十九年三月三十一日以前に新設し、又は増設した者に係る事業税、不動産取得税又は固定資産税について課税免除又は不均一課税をした場合における地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の基準財政収入額の算定については、旧過疎自立促進法第三十一条の規定は、なおその効力を有する。

総務大臣　山本　早苗
農林水産大臣　山本　有二
国土交通大臣　石井　啓一
内閣総理大臣　安倍　晋三

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百二十七号

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、関税定率法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（関税法施行令の一部改正）

第一条　関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三条」を「第百四条」に改める。

第二条第一項中「掲げるもの」の下に「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を加え、同項第一号中「第二二〇八・二〇号の一」を「第二二〇八・二〇号」に改め、「物品」の下に「のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの」を加え、同項第二号及び第三号中「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を削り、同項第四号中「第二二〇八・九〇号の一の㈠のA」を「第二二〇八・九〇号の一の㈠」に改め、「物品」の下に「のうちアルコール分が五〇パーセント以上のもの」を加え、同項第五号中「（二リットル未満の容器入りにしたものを除く。）」を削り、同条第二項第二号中「関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一」を「定率法別表」に改め、同条第五項第二号中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第四条の三中「を適用しない貨物」を削り、「関税暫定措置法」の下に「（昭和三十五年法律第三十六号）」を加える。

第十三条第一項及び第二項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第二号中「その税関空港に入港する九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同条第三項中「第十五条第十項」を「第十五条第九項」に改め、同項第一号中「及び」を「、荷送人及び荷受人の住所又は居所及び氏名又は名称並びに」に改め、「の番号」の下に「（当該貨物について運航者等（外国貿易機の運航者その他外国貿易機の運航を自ら行うものとして財務省令で定める者をいう。以下この号において同じ。）が交付する航空貨物輸送証の番号をいい、当該貨物について運航者等の行う運送を利用してする貨物の運送を業として行う者であつて当該運航者等と当該貨物の運送契約を締結するものが交付する航空貨物輸送証がある場合には、当該航空貨物輸送証の番号を含む。）その他財務省令で定める事項」を加え、同条第四項中「第十五条第十二項」を「第十五条第十一項」に改め、同条第五項中「第十五条第十三項」を「第十五条第十二項」に改め、同条第六項中「第十五条第十四項前段」を「第十五条第十三項」に改め、同項各号中「第十五条第十三項」を「第十五条第十二項」に改める。

第十三条の二第一項第一号及び第二項中「、第七項、第八項又は第十項」を「又は第七項から第九項まで」に改める。

第十四条第三項中「入港の九十分前」を「直前の出発空港を出港した時から三十分を経過する時」に改め、同項ただし書中「直前の出発空港とその航空機が入港しようとする税関空港との距離」を「航空運送事業者の別」に改め、同条第九項中「第十五条の三第五項前段」を「第十五条の三第五項」に改める。

第十六条第三項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条に次の二項を加える。

4　法第十七条第三項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項（これらの事項が変更されたものであるときは、変更される前の内容を含む。）とする。

一　予約者に関する事項　氏名、国籍、生年月日、性別、旅券の番号、発行年月日及び有効期間満了の日、出発地並びに最終目的地その他財務省令で定める事項

二　予約者に係る予約の内容に関する事項　予約が行われた年月日、当該予約に係る航空券の番号、発行年月日、発行場所及び支払方法、座席番号、航空機の旅客運賃の等級、当該予約者の旅行の日程、当該予約に係る他の予約者の氏名、当該予約に係る旅行業者があるときはその名称並びに当該予約者の国内における居所及び連絡先その他財務省令で定める事項

三　予約者の携帯品に関する事項　予約者が搭乗する外国貿易機に積み込むものとして航空運送事業者が受託した携帯品の個数及び重量その他財務省令で定める事項

四　予約者が外国貿易機に搭乗するための手続に関する事項　搭乗するための手続をした時刻その他財務省令で定める事項

5　法第十七条第四項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。

一　前項第一号及び第二号に定める事項　法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から六十分を経過する時

二　前項第三号及び第四号に定める事項　法第十七条第三項の規定による税関長の求めがあつた時から三十分を経過する時

第十六条の三を第十六条の四とし、第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

（特殊船舶等の出港届の記載事項等）

第十六条の二　法第十七条の二第一項前段（特殊船舶等の出港手続）に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、船舶の名称、国籍、純トン数、仕向港及び出港の日時とし、同項後段に規定する政令で定める事項（船舶に係るものに限る。）は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の記載を省略することができる。

一　旅客に関する事項　乗船している旅客の氏名、国籍、生年月日、旅券の番号、出発地及び最終目的地

二　乗組員に関する事項　乗船している乗組員の氏名、国籍、生年月日、乗員手帳の番号及び職名